平成２３年（フ）第６２３号
岐阜県関市虹ケ丘北12番８号
破産者　川嶋　寛道
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９６号
北海道上川郡下川町旭町121番地
破産者　株式会社市村組
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８９４２号
東京都江東区東砂５丁目11―12―102、開始決定時の住所東京都江東区東砂３丁目18―15
破産者　菱沼　米造
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４０３号
愛知県愛知郡長久手町大字長湫字下川原17番地の８
破産者　株式会社マルナカ建設工業
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９５５号
名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の44
破産者　有限会社オフィス・ケーアールティー
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７号
三重県伊賀市中友生1240番地
破産者　有限会社セフネッツ
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第５５６号
静岡県浜松市東区丸塚町287番地の１
破産者　有限会社イトウユニテック
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６３４３号
大阪市淀川区宮原２―11―11　シャネルハイツ新大阪’83―603号室、住民票上の住所岡山県赤磐市桜が丘西７丁目２番５号
破産者　阿部　嘉弘
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１４号
奈良県御所市大字楢原1839番地
破産者　中戸　健一
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
富山市上袋589番地　プレジデントステイツ上袋Ｂ棟101号、開始決定時の住所富山市安野屋町１丁目１番64号
破産者　エヌ・イー・ティー電設こと　布村　嗣二
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４号
香川県観音寺市坂本町７丁目２番８号
破産者　三宅　昭二
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第６９号
熊本市中央区南千反畑町13番１―703号　アルバガーデングランデージ白川公園
破産者　瀬戸　英子
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８０号
北海道登別市来馬町462番地
破産者　新井　和幸
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３５０号
青森市蛍沢３丁目４番６号　市営住宅６―８、申立時の住居表示青森市大字駒込字蛍沢17番地23　市営住宅６―８
破産者　三浦　明美
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４７８号
静岡県浜松市中区上島７丁目13番14号
破産者　森　　秀明
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
静岡県浜松市西区舘山寺町1396番地
破産者　新村　栄次
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
愛知県豊川市牛久保町常盤160番地の10
破産者　春田　和彦
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第７１９号
京都市左京区田中南西浦町88番地11
破産者　伊藤秋子こと　金　　泳愛
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係